

公益財団法人岡山県体育協会玉野スポーツセンター利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人岡山県体育協会玉野スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本センターを利用することによってスポーツの実技・研修を通じてスポーツの振興を図り、ひいては、スポーツを通じて健全な心身の発展をうながすことを目的とする。

(利用者の範囲)

第3条 スポーツセンターの利用団体および利用の範囲は次のとおりとする。

- (1) スポーツ少年団員およびその関係者。
- (2) 本会関係者及び本会加盟の各競技団体選手、監督・コーチならびにその関係者。
- (3) スポーツによる心身の鍛練を目的とする青少年およびその関係者。
- (4) 前各号に掲げるもののほか本会の目的に賛同し、スポーツを愛好し実施する一般人および団体。
- (5) 幼保・小・中・高・大・専・その他の教育機関ならびにその関係者。
- (6) その他適当と認められる者。

(利用時間)

第4条 スポーツセンターの利用は原則として8時から21時までとする。ただし、宿泊利用についてはこの限りではない。なお、スポーツセンターの門限は原則として21時までとする。

(利用の申込)

第5条 スポーツセンターを利用しようとする者は、原則として宿泊については利用開始1ヶ月前までに利用申込書と計画書を、日帰りについては利用当日にスポーツセンターにて所定の用紙に記入し提出し承認をうけなければならない。

(利用料金)

第6条 利用の承認を受けた団体または利用者は、別表（施設使用料表、玉野スポーツセンター器具使用料表）に定める使用料を負担しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者は別に定める「玉野スポーツセンター施設使用要領」を遵守するとともに所長の指示に従わなければならない。

- 2 利用者が施設設備および備品等を故意または重大な過失により破損または滅失した時は、それによって生じた損害を弁償しなければならない。
- 3 利用者は使用の権利を他人に譲渡しまたは転貸してはならない。

(利用の制限)

第8条 所長は、スポーツセンターの性格および管理上支障があると認められるときは利用を取り消しまたは退去を命ずることができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほかスポーツセンターの利用について必要な事項は代表理事が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和46年7月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 4 この規程は、平成26年4月1日から施行する。